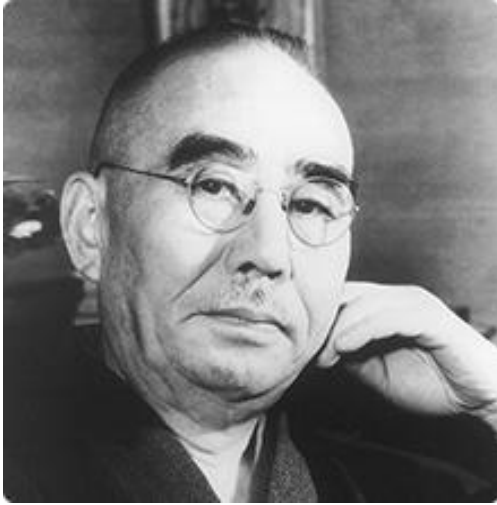


「社会を明朗ならしむる第一条件は言論の絶対自由だ」

石橋湛山



1933年（昭和8年）1月、石橋湛山（1884～1973）は東洋経済新報の社説で共産党の検挙事件について、弾圧よりも大いに共産主義を語らせる言論の自由を認めるべきだと説く。また、1928年（昭和3年）3月15日に共産党系の活動家をはじめ、政府の政策に異議を唱える言論人や芸術家などがいっせいに逮捕された三・一五事件に、猛烈に反発する社説を東洋経済新報に書いています。

また、日中戦争（1937年～45年）に踏み出す日本の短慮を批判し小日本主義（「植民地を捨てよ」）を主張し、経済的な拡張主義、軍備の増強主義を批判し続けました。

三・一独立運動（1919年）をはじめとする朝鮮における独立運動に理解を示し、帝国主義に対抗する平和的な加工貿易立国論を唱えて台湾・朝鮮・満州の放棄を主張。戦後、内閣総理大臣に就任（1956年12月）

さらに、抵抗の新聞人として桐生悠々（1873年～1941年）です。信濃毎日新聞の主筆として、「関東防空大演習を嗤（わら）う」という社説を掲載します。1933年（昭和8年）の大演習を「敵機を関東の空に、帝都の空に、迎え撃つということは、我軍の敗北そのものである。本土に侵入を許せば東京は関東大震災と同様に焼け野原になる」と批判し、弾圧を受けながらも、戦い続けました。

清沢冽(きよし)



（1890～1945年）
在米経験と豊富な国際知識を生かし、リベラルな姿勢を貫きます。戦時中は発表を封じられ、軍国日本を痛烈に批判した日記が死後

「暗黒日記」として刊行されます。



菊竹六鼓(ろっこ)

（1880～1937年）
福岡日日新聞（現西日本新聞）主筆、5・15事件をめぐる社説で軍部を激しく非難する。「新聞社を爆撃する」など様々な脅迫にも屈せずファシズム批判、憲政擁護の論

陣を張り続けました。『日本経済新聞』（2010年8月「戦争と言論人・足跡を」）

[解説]

5・15事件：1932年（昭和7年）5月15日に、海軍の青年将校らが、首相官邸などを襲撃し、犬養毅首相を暗殺した事件

日本国憲法：第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

大日本帝国憲法（明治憲法 1889年）：第29条では、日本臣民は法律の範囲内において言論、著作、印行、集会及び結社の自由を有する、と規定。